

住宅ローン契約規定

新	旧
<p>第1条借入金利</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4.</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第3条第8項第1号に該当する場合。</p> <p>(4) お客さまの信用状況、保証会社による保証の要否その他の事情を勘案し、当社による審査の結果、金利を上乗せするのが適当と認められた場合。</p> <p>5. 略</p>	<p>第1条借入金利</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) お客さまの信用状況、保証会社による保証の要否その他の事情を勘案し、当社による審査の結果、金利を上乗せするのが適当と認められた場合。</p> <p>5. 略</p>
<p>第2条 略</p> <p>第3条元金金の計算方法</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 略</p> <p>7. 略</p> <p>8. 次の各号に該当する場合には、当該各号に定める範囲で、元金の返済を行わず利息の支払いのみを行う元金据置期間が設定され、またはお客さまの選択により設定することができるものとします。ただし、設定された元金据置期間を変更することはできません。</p> <p>(1) お客さまから2つの住宅ローン契約の申込みを同時に受け、同時に成立する各契約にもつき借入金額を交付する融資形式において、お客さまが、当社所定の範囲内で、うち一方の借入に係る元金の返済方法として、最終返済期日に一括して返済する方法（以下、「期日一括返済」といいます。）を選択した場合（以下、「期日一括返済併用型」といいます。）、当該借入分については、ローン実行日から最終返済期日の前日までの期間が、元金据置期間として設定されるものとします。</p> <p>(2) お客さまから2つの住宅ローン契約の申込みを同時に受け、異なる時期に成立する各契約にもつき1回ずつ（計2回）借入金額を交付する融資形式（以下、「土地先行プラン」といい、先に実行される住宅ローンを「1本目融資」、1本目融資の後に実行される住宅ローンを「2本目融資」といいます。）の場合、1本目融資のローン実行日から2本目融資の初回の元金返済日の前月応当日までの期間が、元金据置期間として設定されるものとします（ただし、1年以内とします。なお、1本目融資のローン実行日から1年以内に2本目融資を実行する場合において、当該2本目融資が次号に定める建物完工前実行に該当するときは、1本目融資の元金据置期間は1年6か月以内とします。）。</p> <p>(3) 住宅ローン契約の目的である建物の完成前に、お客さまに借入金額を交付する融資形式（以下、「建物完工前実行」といいます。）の場合、または、当社が特に認める場合、お客さまは、ローン実行日から6か月以内で、元金据置期間を定めることができるものとします（ただし、元金据置期間の最終日は、毎月の約定返済日とします。）。</p> <p>9. 本条第3項および第4項にかかわらず、元金据置期間中の毎月の利息は、元金残高（前項第1号の場合は期日一括返済部分、前項第2号および第3号の場合は毎月返済部分＋半年毎増額返済部分）×借入金利×1/12で計算します。なお、ローン実行日から第1回約定返済日までの期間中に1か月未満の端数日数がある場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により日割りで計算し、第1回約定返済日に支払うものとします。</p>	<p>第2条 略</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 略</p> <p>7. 略</p> <p>8. 借入金の融資形式が次の各号に該当する場合には、当該各号に定める範囲で、元金の返済を行わず利息の支払いのみを行う元金据置期間が設定され、またはお客さまの選択により設定することができるものとします。ただし、設定された元金据置期間を変更することはできません。</p> <p>(1) お客さまから2つの住宅ローン契約の申込みを同時に受け、異なる時期に成立する各契約にもつき1回ずつ（計2回）借入金額を交付する融資形式（以下、「土地先行プラン」といい、先に実行される住宅ローンを「1本目融資」、1本目融資の後に実行される住宅ローンを「2本目融資」といいます。）の場合、1本目融資のローン実行日から2本目融資の初回の元金返済日の前月応当日までの期間が、元金据置期間として設定されるものとします（ただし、1年以内とします。なお、1本目融資のローン実行日から1年以内に2本目融資を実行する場合において、当該2本目融資が次号に定める建物完工前実行に該当するときは、1本目融資の元金据置期間は1年6か月以内とします。）。</p> <p>(2) 住宅ローン契約の目的である建物の完成前に、お客さまに借入金額を交付する融資形式（以下、「建物完工前実行」といいます。）の場合、または、当社が特に認める場合、お客さまは、ローン実行日から6か月以内で、元金据置期間を定めることができるものとします（ただし、元金据置期間の最終日は、毎月の約定返済日とします。）。</p> <p>9. 本条第3項および第4項にかかわらず、元金据置期間中の毎月の利息は、元金残高（毎月返済部分＋半年毎増額返済部分）×借入金利×1/12で計算します。なお、ローン実行日から第1回約定返済日までの期間中に1か月未満の端数日数がある場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により日割りで計算し、第1回約定返済日に支払うものとします。</p>
<p>第4条 略</p> <p>第5条約定返済</p> <p>1. お客さまは本契約にもつき、毎月の約定返済日に、約定返済額を当社に返済するものとします。ただし、半年毎増額返済月の約定返済日には、半年毎増額返済額を毎月の元金返済額に加えて返済するものとします。また、期日一括返済併用型の期日一括返済部分については、最終返済期日に、第3条第9項にて算出した利息に加えて元金を一括して返済するものとします。</p> <p>2. 元金据置期間中は第3条第9項にて算出した利息のみを毎月の約定返済日に支払うものとします。また、元金据置期間経過以降は、住宅ローンの目的である建物等の新築または増改築の完了を問わず、前項の規定に従い元金の返済を行います。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>第5条約定返済</p> <p>1. お客さまは本契約にもつき、毎月の約定返済日に、約定返済額を当社に返済するものとします。ただし、半年毎増額返済月の約定返済日には、半年毎増額返済額を毎月の元金返済額に加えて返済するものとします。</p> <p>2. 元金据置期間中は第3条第9項にて算出した利息のみを毎月の約定返済日に支払うものとします。また、元金据置期間経過以降は、住宅ローンの目的である建物等の新築または増改築の完了を問わず、前項の規定に従い元金の返済を開始します。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 略</p>
以下省略	以下省略